

0~5歳



こどもっと
KOBE

2026年度 入園・入所希望の方向け

幼稚園・保育所 認定こども園等 利用ガイド

- P1 01. どんな施設があるの？
- P3 02. 幼稚園・保育所などに入るには？
- P5 03. どうやって申し込むの？
- P7 04. 利用するにはいくらかかるの？
- P9 05. Q&A
- P10 06. 充実した子育てサポート



こどもっと
KOBE
サイト

「こどもっとKOBE」サイトでは、
子育て支援に関するサービスを紹介しています。
こどもっとKOBE 検索 <https://kodomotto-kobe.jp/>

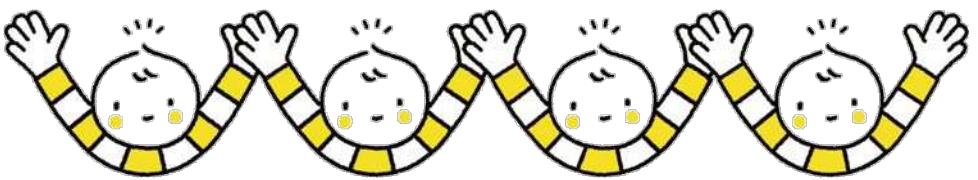


KOBE

01

どんな施設があるの？

ー利用できる施設ー



「幼稚園」や「保育所」に加え、幼稚園と保育所の機能をあわせもつ「認定こども園」や、0～2歳の子どもを少人数で預かる「地域型保育」といった多様な施設が利用できます。

施設ごとに教育・保育の特色があり、対象となる子どもの年齢や利用できる時間が異なります。

3～5歳 幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設

- 利用時間／朝～昼すぎ
- 教育・保育給付認定／1号

幼稚園の中には子ども・子育て支援新制度(新制度)に移行していない私立幼稚園(私学助成園)もあります。

- 新制度に移行している施設と申し込みの手続きが異なります。(詳しくはP5へ)

0～5歳 保育所

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

- 利用時間／朝～夕
- 教育・保育給付認定／2・3号

0～2歳 地域型保育

次の3つの種類があります。

- 小規模保育
- 事業所内保育
- 家庭的保育

少人数(定員6～19人まで)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。

企業や病院などが設置する保育施設を地域の子どもにも開放して、一緒に保育を行います。

家庭的な雰囲気のもと、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行います。

※地域型保育施設の卒園後は、その施設と連携している認定こども園・保育所へ優先的に入園できる場合があります。

- 利用時間／朝～夕
- 教育・保育給付認定／3号

0～5歳 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

幼稚園機能 <ul style="list-style-type: none"> ●利用時間／朝～昼すぎ ●教育・保育給付認定／1号 ●対象年齢／3～5歳 	保育所機能 <ul style="list-style-type: none"> ●利用時間／朝～夕 ●教育・保育給付認定／2・3号 ●対象年齢／0～5歳
---	---

プレ保育

- 幼稚園
- 認定こども園(朝～昼すぎ)

入園前の子どもが園での生活を体験できる「プレ保育」を実施しています。

預かり保育

- 幼稚園
- 認定こども園(朝～昼すぎ)

利用時間前後や長期休業中に子どもを預けられる「預かり保育」を実施しています。
(詳しくはP4へ)



延長保育

- 認定こども園(朝～夕)
- 保育所
- 地域型保育施設

通常の保育時間内に子どもの送迎ができない場合などに対応するため、「延長保育」を実施しています。
(詳しくはP4へ)

※実施の有無は施設によって異なります。

企業主導型保育施設って??

市内に60か所以上

認可保育施設と同等の基準を満たす、国が選定した保育園です。企業の従業員の子どもだけでなく、地域の子どもが入所可能な「地域枠」を設けている施設が多くあります。

希望する園に入園しやすい!

保育料無償化対象!(一定条件あり)

就労証明書があればOK!

詳しくは神戸市HPで

神戸市 企業主導型 検索



02

幼稚園・保育所などに入るには?

—「教育・保育給付認定」について—

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育を利用するためには「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。子どもの年齢や保育の必要性に応じて1号～3号までの認定区分があり、区分によって、利用できる施設が異なります。

教育・保育給付認定の区分を確認

認定区分		利用したい施設	保育の必要性	幼稚園 (新制度幼稚園)	保育所	認定こども園		地域型保育
満3歳以上	教育標準時間認定 1号認定	なし				利用時間 朝～昼すぎ	利用時間 朝～夕	
	保育認定 2号認定	あり						
満3歳未満	保育認定 3号認定	あり						●

※実際に受け入れている年齢や利用時間は各施設で異なります。

教育・保育給付認定の内容

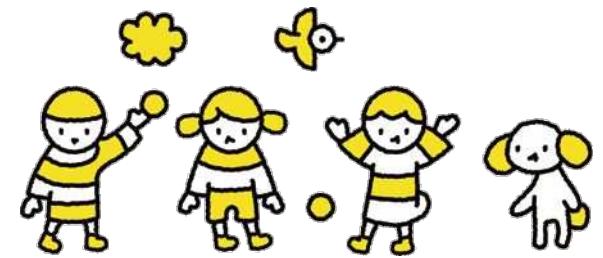
1号認定 教育・保育給付認定を受けるために「保育を必要とする事由」は必要ありません。

2号・3号認定 教育・保育給付認定を受けるために「保育を必要とする事由」が必要です。

保育を必要とする事由

- 01 保護者が就労している（月64時間以上）
- 02 母親が出産前後である
- 03 保護者が病気やけが、または心身に障がいがある
- 04 保護者が親族の介護・看護をしている（月64時間以上）
- 05 保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている
- 06 保護者が求職活動中である
- 07 保護者が就学している（月64時間以上）
- 08 その他01～07に類する状況で子どもの保育ができない場合

※保護者の全員が上記のいずれかの事由に当てはまる必要があります。



1日の保育利用時間は2種類あります

2号・3号認定を受けて保育を利用できる時間は「保育標準時間(最大11時間)」と「保育短時間(最大8時間)」の2種類あり、保育を必要とする事由と保護者の状況によって区分されています。

※実際に保育を利用できるのは各家庭において保育が困難な時間に限られます。

※保護者のいずれかの要件が「保育短時間」であれば、「保育短時間」の認定になります。

●保育標準時間が利用できるのは

延長保育	最大11時間※ (利用可能な時間帯)	延長保育
------	-----------------------	------

01 就労	04 親族の介護・看護	07 就学	左記の理由で月120時間以上
02 妊娠・出産	03 保護者の疾病・障がい	05 災害復旧	状況に応じて保育短時間か保育標準時間かを認定

●保育短時間が利用できるのは

延長保育	最大8時間※ (利用可能な時間帯)	延長保育
------	----------------------	------

01 就労	04 親族の介護・看護	07 就学	左記の理由で月64時間以上120時間未満
02 妊娠・出産	03 保護者の疾病・障がい	05 災害復旧	状況に応じて保育短時間か保育標準時間かを認定
01 就労で利用開始した方が下の子の育休に入っても継続して希望する場合(同じ施設を継続利用する場合のみ)			06 求職活動

※開設時間及び延長保育の時間は各施設によって異なります。

お迎えや預け先に困ったら

● 1号認定を受けて施設を利用している方 ▶ 預かり保育

8:00	9:00	13:00	16:00
預かり保育	教育標準時間(1号)		預かり保育(新2号)



※時間は一例です。
※保育料に加えて、各園の定める預かり保育料が必要です。施設等利用給付の認定2号(新2号)をお持ちの方は一定額まで無償になります。

● 2号・3号認定を受けて施設を利用している方 ▶ 延長保育

7:00	7:30	18:30	19:30
延長保育	保育時間		延長保育



※時間は一例です。
※保育料に加えて、延長保育料が必要です。
※保育を延長する事由が必要です。

いずれの施設も利用していない方

一時保育や、こども誰でも通園制度などをご利用いただけます。(詳しくはP10へ)



03 どうやって申し込むの?

一教育・保育給付認定の利用手続き一

申し込み手続きは、施設の種類や認定区分によって異なります。

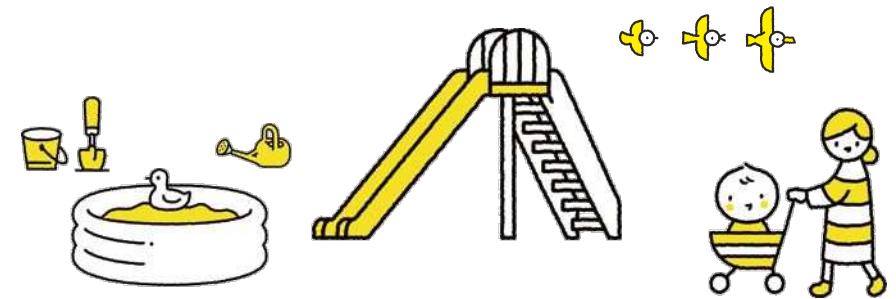
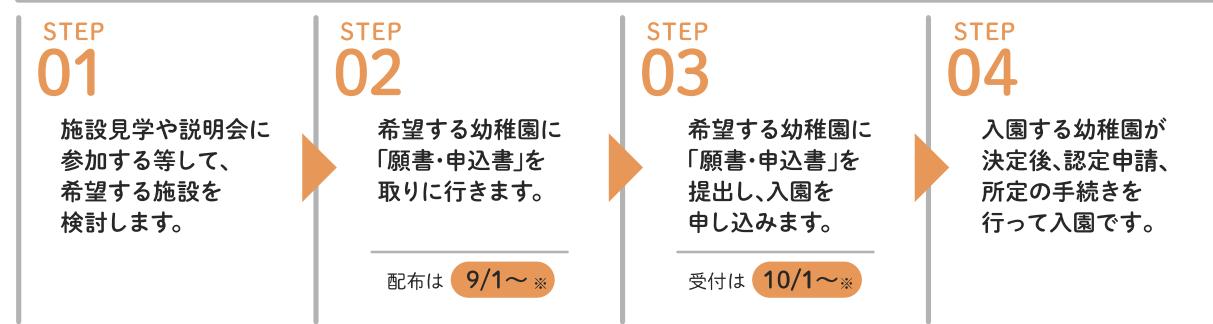
※原則、認定申請は住民票のある市町村で行うことになります。

※図は、2026年4月の入園・入所を例にしています。年度途中(1~3月除く)の場合は、原則、入園・入所希望の前々月中の申請となります。

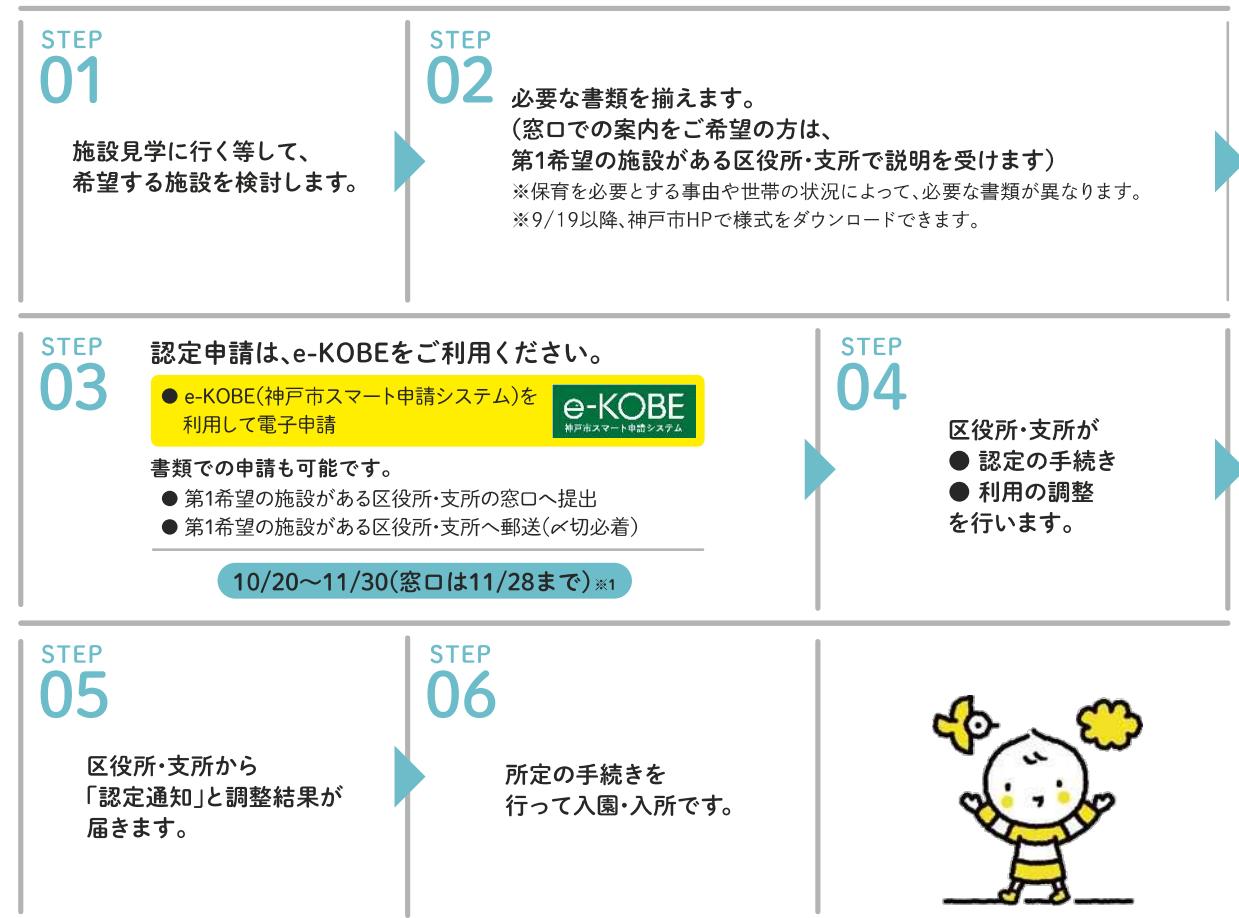
● 幼稚園 ● 認定こども園(朝~昼すぎ) の利用手続き(1号認定)



● 新制度に移行していない私立幼稚園(P1参照)の利用手続き



● 保育所 ● 認定こども園(朝～夕) ● 地域型保育 の利用手続き(2・3号認定)



保育所・幼稚園等のお申込みは、
便利な電子申請をご利用ください。

※幼稚園・認定こども園(朝～昼すぎ)を利用希望の方は、先に園の内定を受ける必要があります。

e-KOBE
神戸市スマート申請システム
はこちら▶



04 利用するにはいくらかかるの？

—保育料・預かり保育料について—

3～5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもたちの保育料は無償です。

住民税課税世帯の0～2歳児クラスの子どもたちは、所得等に応じた保育料が必要です。

※新制度に移行していない幼稚園で、毎月の保育料が25,700円を超える場合は自己負担が発生します。

※保育料とは別に、通園送迎費、給食費、行事費、教育活動費などの費用が必要です。

預かり保育や認可外保育施設の利用について、保育が必要な事由がある場合は一定額まで無償になります。

(事前申請が必要です。申請の受領日より前に遡ることはできません。)

※利用する施設・事業が、市町村から無償化の対象であることを確認を受け、公示された施設・事業であることが必要です。神戸市が確認した施設・事業は神戸市HPに掲載しています。

また、無償化対象施設の中には認可外保育施設等の他の無償化対象施設との併用が可能な場合がありますので、あわせてご確認ください。

「教育・保育給付認定」「施設等利用給付認定」の区分を確認

年齢区分	教育・保育給付認定 (1号、2号、3号認定)		施設等利用給付認定 (新1号、新2号、新3号認定)			
	利用したい施設	保育料	保育料	預かり保育料	保育料	預かり保育料
3～5歳児 クラス	無償	無償	上限 11,300円 まで無償 ※ただし 「利用日数×450円」 の範囲内	上 限 25,700円 まで無償	上 限 11,300円 まで無償 ※ただし 「利用日数×450円」 の範囲内	上 限 37,000円 まで無償

満3歳児 クラス 3歳児になった日 から最初の3月31日 までの子ども		無償	有償 ※利用する場合 は自己負担	上 限 25,700円 まで無償	有償 ※利用する場合 は自己負担	
住民税 非課税世帯の 満3歳児クラス 3歳児になった日 から最初の3月31日 までの子ども		無償	上限 16,300円 まで無償 ※ただし 「利用日数×450円」 の範囲内	上 限 25,700円 まで無償	上 限 16,300円 まで無償 ※ただし 「利用日数×450円」 の範囲内	

0～2歳児 クラス	有償 ※所得等に応じた 保育料					有償
住民税 非課税世帯の 0～2歳児 クラス	無償					上限 42,000円 まで無償

1号 2号 3号 新1号 新2号 新3号 ※1 施設等利用給付の認定(新1号)が必要です。

※2,※3 保育が必要な事由があること(教育・保育給付認定の場合と同じです→P3)施設等利用給付の認定(新2号・新3号)が必要です。

新3号は非課税世帯のみ対象です。



多子世帯には保育料の軽減があります。

扶養している子どものうち、最年長の子どもから順に2人目は半額、※4 3人目以降は無料となります。※5

例1	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス(無償化)	小1～
	第3子 無料	第2子 半額	第1子
例2	第3子 無料	第2子 無料	第1子

保育認定を受けた子どもに係る利用者負担額



給食費について

0～2歳児クラスは、給食費の負担はありません。

3～5歳児クラスは、主食費(ごはん・パン代)と副食費(おかず・おやつ代)を施設に支払う必要があります。
なお、次の世帯は、副食費が免除され、主食費のみお支払いが必要です。

・世帯年収360万円未満相当の子ども ・第3子以降の子ども ※5



一時保育利用料の減免

保護者の傷病等により緊急・一時的に保育所等において子どもの預かりを行う一時保育について、満1～2歳児の利用料が第2子は半額・第3子以降は無償となります。※4



※4 世帯の階層区分によっては、半額とならない場合もあります。

※5 18歳以上の子どもや別居している子ども(寮等)がいる場合は、必要書類をご提出いただくことで、扶養している子どもに数えることができます。

05 Q&A



園選びについて

Q. どのように園を選べばいいですか？

場所や保育方針、預かり時間などは施設によって異なります。事前に施設へお電話の上、見学に行ってみてください。「教育・保育施設一覧」では預かり時間についても確認していただけます。

Q. 各施設の住所や電話番号はどこで調べられますか？

神戸市HPに「教育・保育施設一覧」を載せていますので、ご覧ください。

費用について

Q. 費用はどの程度かかりますか？

- ①新制度幼稚園・認定こども園(1号認定)の保育料は、無償です。
- ②新制度に移行していない幼稚園(新1号認定)の保育料は、25,700円を超えた分が保護者負担となります。
- ③保育所・認定こども園(2・3号認定)・地域型保育の保育料は、2歳児クラスまでは世帯の状況に応じて決まります(右記二次元コード参照)。3歳児クラス以降は無償です。保育料以外に、制服代などがかかる場合があります。
- 詳しくは各施設にお問い合わせください。

申込について

Q. 空き状況はどこを見れば分かりますか？

幼稚園：幼稚園等へ直接お問い合わせください。

保育園：神戸市HPをご覧ください。(右記二次元コード参照)

または各区役所・支所の保健福祉課こども福祉担当へお問い合わせください。

Q. 求職活動中でも保育園に申し込みますか？

申込みできます。ただし、求職活動の認定期間は約3ヶ月です。その期間に就労先を探していただくことになります。就労を開始されたら認定を変更することが可能です。

Q. 夫婦共働きですが、保育園に入れなかったら、どうすればいいですか？

保育園以外に、幼稚園に入園し、足りない時間は預かり保育を利用することもできます。施設等利用給付認定(新2・3号認定)に該当する方は申請をしていただき、認定されると一部費用が返ってきます。その他、企業主導型保育事業、認可外保育施設、一時保育(P10)も利用していただけますので、ぜひ見学・お問い合わせください。

保育サービスコーディネーターに相談しよう

乳幼児
0～5歳
対象

各区役所・支所では、「保育サービスコーディネーター」が子どもの保育を希望する家庭の相談に応じ、個々の状況に合った保育の情報を提供しています。制度のこと、手続きのことなど、気軽にご相談ください。

06 充実した子育てサポート

一地域子ども子育て支援事業一



神戸市では、「地域子ども・子育て支援事業」としてさまざまな子育て支援を充実させ、すべての家族が安心して子育てができるようサポートしています。

※保護者の就労等により家庭での保育が困難である世帯であって、保育所、認定こども園、地域型保育を利用していなければ、一時保育の非定型保育、病児保育、ファミリー・サポート・センターは月額37,000円まで無償化の対象となります。(0～2歳児クラスは住民税非課税世帯のみが対象で、月額42,000円まで無償化の対象)

主な対象 命児 ----- 乳幼児(0～5歳) 小 ----- 小学生

病児保育 命児 小

子どもが病気のとき、保護者や保育園等に代わって、病院や診療所と併設した病児保育室が一時的にお預かりします。

対象	・神戸市内に居住している小学校6年生までの子ども ・市外居住で神戸市内の保育所(園)、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、小学校に通う子ども ・市外居住で神戸市内に勤務する保護者の小学校6年生までの子ども
利用方法	各施設で利用登録(無料)を行い、事前予約のうえ、「利用申請書」と診療時の「医師連絡票」を提出し利用します
利用料	1日子ども1人あたり2,000円 (昼食代・おやつ代が別途必要) ※減免制度あり
対象	

子育てリフレッシュステイ 命児 小

病気、出産等で育児にお困りの場合や、ご自身のリフレッシュをしたい場合等に子どもを児童養護施設等でお預かりする制度です。

対象	18歳未満の子ども
利用方法	希望の施設に直接申し込みます ※1ヶ月のうち10日以内
利用料	2歳未満 ショートステイ 5,300円 デイサービス 2,400円 2歳以上 ショートステイ 4,000円 デイサービス 2,400円 ※すべて1人1日あたり ※一定の事由がない場合は別料金になります
対象	

地域子育て支援拠点 命児

大学と連携した子育て支援

保育士養成課程がある大学等(8校・10施設)に、子育て中の親子が集まる「ひろば」を開設しています。

こどもっとひろば(児童館)

親子が自由に遊び、交流を深める様々なプログラムを実施しています。

こべっこあそびひろば

天候にかかわらず、室内で思い切り体を動かして遊べる施設です。子どもの体力や知力の向上を図ることができる大型遊具を設置しています。

おやこふらっとひろば

区役所を訪れた際に、親子が気軽に立ち寄れる場所です。子育て中の親子同士の交流や子育て相談ができます。

ファミリー・サポート・センター 命児 小

子育て中の人が、仕事や、急な用事などで子どもの世話をできない時に、地域の人が応援する、会員同士の相互援助活動です。

対象	おおむね生後3ヶ月～小学6年までの子ども
利用方法	説明会に参加し入会登録後、利用申込みが可能です。
利用料	●平日基本時間(7時～19時) 1時間あたり700円 ●上記以外の時間帯 1時間あたり800円 ●土曜・日曜・祝日(年末年始)、病気回復期 1時間あたり800円

2026年4月～入園・入所手続きのスケジュール



		申込時期				申込先
		2025 9月	10月	11月	12月	
幼稚園	私立	願書配布 9/1～	願書受付 10/1～			希望する施設 にて申し込みを 受け付けます。※1
	公立		申込書配布 10/2～	申込書受付 10/14～		
認定 こども園	朝 す ぎ ～ 昼	願書配布 9/1～	願書受付 10/1～			施設がある区の 区役所・支所にて 申し込みを 受け付けます。※2
	朝 ～ 夕		申込書配布 9/19～	申込書受付 10/20～11/30 ※3		
保育所			申込書配布 9/19～	申込書受付 10/20～11/30 ※3		
地域型保育			申込書配布 9/19～	申込書受付 10/20～11/30 ※3		

※ 受け入れている年齢や利用時間は各施設で異なります。

※1 詳細は各施設へお問い合わせください。

※2 これらの施設の利用は、「保育を必要とする事由」が必要となります。(詳細はP3へ)

※3 窓口での受付は11/28までです。

乳幼児にとって「遊び」こそが大切な「学び」

世の中が大きく変化する時代、「子どもたちがたくましく幸せに生きていってほしい」というのは、私たち大人の願い。乳幼児期の教育・保育では、子どもたちが現在(いま)を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、「遊ぶ」ことを大切にしています。

子どもたちの大好きな鬼ごっこ。走りながら「腕を振ったら早く走れるかも」「急には止まれない」と体を動かすためのいろいろなことに気づき(①知識や技能の基礎)、「どちらに逃げたらいい?」「○○ちゃんなら捕まえられそう」と考えます(②思考力、判断力、表現力などの基礎)。そして、友だちと楽しく遊びを続けるために、「我慢することや主張すること、譲ること」を知ります(③学びに向かう力、人間性など)。



乳幼児にとっては、「遊び」こそが、この時期にふさわしい「学び」です。

神戸市の各園では、「遊び」を通した取り組みを実践しています。

表紙でお知らせしている「こどもっとKOBE」サイトの「読みもの」→「こどもっとこうべ園」には、「うみ園長のおたより集」をのせてありますので、ぜひご覧下さい。

※①～③は乳幼児期の教育・保育で身に付けてほしいとされる3つの資質能力で、小学校～高等学校までの学習指導要領においても中心とされているものです。



問合せ先

制度についてご不明な点は
神戸市行政事務センター TEL 078-291-5952

「チャットボット」もご利用ください。
<https://kobe-gyosei.kcs-chat.com/>

